

山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における自殺対策の強化を図るため、地域自殺対策強化交付金を活用して富士河口湖町、鳴沢村が行う青木ヶ原ふれあい声かけ事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）交付要綱（令和元年5月29日付け厚生労働省発社援0529第6号厚生労働事務次官通知の別紙）、地域自殺対策強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け社援発0401第23号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内で知事が定める。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうち適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合（別表に定める軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更する場合（別表に定める軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反し

て使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

なお、承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（実績報告書）

第7条 富士河口湖町長及び鳴沢村長は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いができるものとする。

2 富士河口湖町長及び鳴沢村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、第6条第1項（5）の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分の返還を命ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別 表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業	補助事業の実施に必要な経費 ただし、恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外	当該経費の 10/10	<p>1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>

様式第 1 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額
- 2 事業計画書
- 3 収支予算（見込み）書

様式第 2 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金
補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を変更したいので、山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金交付
要綱第 6 条の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面
を添付すること。

様式第3号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金
補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を中止（廃止）したいので、山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補
助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

中止（廃止）の理由

様式第 4 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金に係る財産処分承認申請書

山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金により取得した財産について、次のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）したいので、山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により申請します。

1 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしようとする財産

財産の 種類	財産の 名称	型 式	数 量	取得価格		取 得 年月日	残存価格	
				単 価	金 額		単 価	金 額

2 処分内容（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）と処分を必要とする理由及びその方法

3 その他必要な書類

様式第 5 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、その実績を報告します。

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算（見込み）書
- 3 その他参考資料

様式第 6 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求額

2 内訳

補助金交付決 定額①	既概算払額②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求 額④	備 考

3 概算払請求の理由

別紙様式 1

山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金調書

ああああ 年度山梨県所管

(市町村名)

歳出予算科目	山梨県		市町村								備考		
	交付決定の額	交付率	歳入				歳出						
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額			

(記入要領)

- 1 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。